

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上
に関する法律施行規則（案）に対する意見公募の結果

令和 3 年 2 月
経 済 産 業 省

令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 1 月 20 日まで、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（案）に対する意見募集を行った結果、10 件の御意見をいただきました。

本件に関してお寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のない御意見につきましては、御意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

（1） 意見公募期間

令和 2 年 12 月 22 日（火）～令和 3 年 1 月 20 日（水）

（2） 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載、窓口での配布

（3） 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、F A X、電子メール

2. 意見公募の結果

意見提出数 10 件

3. お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
1	・全般に関する意見 特定デジタルプラットフォームに関する透明性及び公正性を担保するための法律が成立して、法を施行するための政令等が示されたことについて、経産省をはじめ関係各位の多大なるご尽力に感謝申し上げますとともに、法の運用にあたっては法の主旨に則った適正で迅速な対応が促進されることを期待する。	いただいた御意見も踏まえて対応してまいります。
2	共同規制の観点から、デジタルプラットフォーム事業の実情をも十分反映した省令案とするべく、多大なるご尽力を賜り、誠に感謝申し上げます。法施行後は、法の趣旨を十分踏まえ、引き続き透明性の向上に努めて参ります。	承りました。
3	・全般に関する意見 提供条件の変更その他の特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が不法行為・債務不履行・法令違反などに該当する場合に、法5条に基づく各種開示義務その他の本法の義務を果たしたとしても、民事上の免責・責任制限や適法化につながるものではないと認識している。	他の法令及び当該他の法令に基づく法律関係については、適用される法令に従って適切に判断されるものであり、本省令案の規定が直接的に他法令における関係を規律するものではないと考えております。
4	・7条2項など 本法5条にしたがって提供条件の変更などをしたとしても、定型約款の変更に関する民法のルールが及ばなくなるものではないことを明確化すべき（5条に則れば規約等の変更が自由というわけではない、ということを確認化すべき）。 明確化していただけない場合、プラットフォーム提供者が本法に従っている場合には、商品等提供利用者は条件変更を甘んじて受けなければいけない、という誤解につながる恐れが生じると思われる。	他の法令及び当該他の法令に基づく法律関係については、適用される法令に従って適切に判断されるものであり、本省令案による規定が直接的に他法令における関係を規律するものではないと考えております。
5	・10条など全般 透明化法を遵守したことで、デジタルプラットフォームによる違法行為や不法行為が適法になる、免責が得られる、という誤解を招かないように、省令にも、他の法令や法律関係と、本法の遵守は何ら関係がない旨を明記していただきたい。 明記していただかない場合、本法を遵守していることを盾に、逆に利用者に不利益を強いるプラットフォーム事業者が出てくるという弊害も考えられる。	他の法令及び当該他の法令に基づく法律関係については、本省令案に規定するまでもなく、適用される法令に従って適切に判断されるものであり、本省令案による規定が直接的に他法令における関係を規律するものではないと考えております。
6	・該当箇所 － 全体 ・意見内容 － デジタルプラットフォームを取り巻く取引環境の状況を踏まえ、政府において取引基盤に関するルールについて検討が進められ、透明性の高い市場および公正な競争環境の実現に資する方策が熟議されたことについて賛同する。 － 取引透明化法および政省令等に基づいて適切かつ確実に制度を運用し、法目的を実現するためには、規律の対象となる事業者に対する実効性を確保するとともに、国際的なルールと調和のとれたものであるよう海外の状況等を注視して適時に制度の見直しを行う必要があると考える。 ・理由 － 取引透明化法および今般意見募集が行われている政省令等は、デジタルプラットフォームに対して提供条件の開示義務等を課すことを通じて、デジタルプラットフォームとその利用事業者／一般消費者間の透明性・公正性の確保を図るもの。 － これにより、デジタルプラットフォーム間、デジタルプラットフォームとその利用事業者間等において、公正かつ自由な競争が促進されるのみならず、健全な競争環境下でイノベーションが促進され、一般消費者の利便性を高めることにも繋がりうるため。 － なお、制度の運用にあたり、国内事業者・海外事業者であるかを問わず同一のルールおよび法の趣旨に即した対応	いただいた御意見も踏まえて対応してまいります。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
	を求めることができれば上記法目的の実現は困難である。また、デジタルプラットフォームはグローバルにビジネスを展開することから、海外と比較して日本における規制が不均衡なものとなりイノベーションを阻害することがないよう、ハーモナイゼーションの観点から適時適切に見直しを行うことが重要であるため。	
7	○省令第2条2項（デジタルプラットフォームと一体として提供する事業） 「当該ソフトウェアにおいて権利を販売する事業」は除かれるとあるが、具体的にはどのような事業が想定されているのか。App StoreにおけるApple Books, Apple Music やGoogle Play におけるGoogle Play Books, Google Play Movies&TV など で販売される書籍・音楽・ビデオやGoogle Play Point によるアプリ購入・アプリ内課金の権利などの売上分が除かれることになるのであれば、これらはデジタルプラットフォーム提供者自身の提供するアプリが商品等提供事業者のアプリと競合し得るものであり、事業の対象から除くことは不合理ではないか。	個社の具体的なサービスについてはお答えしかねますが、例えば、アプリストアを提供するアプリケーションにおいて用いられるコイン等を、当該アプリストアにおいて、デジタルプラットフォーム提供者自身が販売している場合が該当すると考えられます。
8	・該当箇所 第3条第2項第1号、第2号 令第一項の表の第一号（第二号）の下欄口の国内売上額に比して同欄イの国内売上の合計額が著しく過小であると認められる場合 ・意見内容 「著しく過小である」の判断基準をご提示いただきたく存じます。 ・理由 規制対象を決定するための基準であり、明確性が求められるため。	デジタルプラットフォームの提供方法や形態はサービスによって様々であるため、一律に判断基準をお示しすることは困難ですが、第3条第2項各号の規定は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号。以下「法」といいます。）の趣旨に照らし、例えば、自社のウェブサイト・ストア上で自社の商品等の提供を行う事業者が、当該ウェブサイト・ストア上で第三者による商品等の提供をごく一部において許容しているものの、当該第三者による商品等の提供による国内売上額が、当該ウェブサイト・ストアにおける国内売上額全体に比して僅少であるような場合にまで、法による規律の対象とならないようにしたものです。
9	○省令第3条2項（事業の規模の範囲及び計算方法） ✓ 特定 DPF の指定基準である DPF の事業の規模について、商品等提供利用者による商品等の提供に関わる売上額が、DPF 提供者自身による商品等の提供の事業に関する売上額に比べて著しく過少であると認められる場合、DPF 提供者自身の売上額を控除することとなっている。 ✓ 然しながら、透明化法の目的が大規模 DPF とビジネスユーザーとの取引の透明性・公正性の確保であることからすると、全体の規模の大小に着目すべきであって、自ら商品等を提供する事業を除外し得ることが必ずしも適切とは言えないように思われるが、本規定の趣旨を明確にされたい。 ✓ また、「著しく過小」の具体的な水準が不明確だが、特定 DPF の指定に関わる重要な基準であり、少なくともこの点明確化を図るべきではないか。	デジタルプラットフォームの提供方法や形態はサービスによって様々であるため、一律に判断基準をお示しすることは困難ですが、第3条第2項各号の規定は、法の趣旨に照らし、例えば、自社のウェブサイト・ストア上で自社の商品等の提供を行う事業者が、当該ウェブサイト・ストア上で第三者による商品等の提供をごく一部において許容しているものの、当該第三者による商品等の提供による国内売上額が、当該ウェブサイト・ストアにおける国内売上額全体に比して僅少であるような場合にまで、法による規律の対象とはならないようにしたものです。
10	・第3条第2項 「合計額が著しく過小」とあるが、どのような基準で判断すべきか基本的な考え方を明確にすることを求める。	デジタルプラットフォームの提供方法や形態はサービスによって様々であるため、一律に判断基準をお示しすることは困難ですが、第3条第2項各号の規定は、法の趣旨に照らし、例えば、自社のウェブサイト・ストア上で自社の商品等の提供を行う事業者が、当該ウェブサイト・ストア上で第三者による商品等の提供をごく一部において許容しているものの、当該第三者による商品等の提供による国内売上額が、当該ウェブサイト・ストアにおける国内売上額全体に比して僅少であるような場合にまで、法による規律の対象とはならないようにしたものです。
11	該当箇所： 第三条第三項、第四項 届出事項 意見： 届出事項として、日本の市場とあるが、日本にいる一般利用者向けの市場という理解でよいか。	デジタルプラットフォームの提供方法や形態はサービスによって様々であるため、個別の事案ごとに判断されるものと考えますが、一般的には、国内の利用者向けに提供されている事業に係る売上額を指すものと考えられます。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
12	該当箇所 第 4 条 法第四条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、令第一項に定める事業の区分ごとに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。 意見内容 「毎年度四月末までに」と規定されている趣旨は、令第 1 項に定める規模が年度における合計額を基準としていることから、前年度の合計額が、令第 1 項に定める規模を超えた翌年度に届出書の提出義務を発生させるためと理解して良いか、考え方を明確にして頂きたい。 理由 (1) 規則第 4 条第 1 項の届出の結果、特定デジタルプラットフォーム提供者として指定された場合は、法第 9 条第 1 項及び規則第 12 条等に基づき報告書の提出義務が発生するため、規則第 4 条第 2 項に基づく変更報告義務を課す必要性はないのではないかと考えるが、報告書の提出までの期間中の義務を明示している趣旨なのかが不明瞭であるため、その点を明確にして頂きたい。また、その場合、法文上の根拠が必ずしも明確ではないため、その解釈及び法文上の根拠を明確にして頂きたい。 (2) 仮に法第 4 条第 2 項と合わせて、規則第 4 条第 2 項の対象を「デジタルプラットフォーム提供者」とする場合、令第 1 項に定める規模を超えても、「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定されないケースがあることを前提にしているのかが不明瞭であり、また、どのようなケースで規則第 4 条第 2 項の義務が発生するのかを、明確にして頂きたい。	御理解のとおりです。
13	該当箇所 第 4 条 2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、前項の届出書に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更した事項を届け出なければならない。 意見内容 法第 4 条第 2 項の義務は、特定デジタルプラットフォーム提供者ではない、デジタルプラットフォーム提供者が対象となると考えているが、規則第 4 条第 2 項の対象が「特定デジタルプラットフォーム提供者」となっている法文上の根拠を明確にして頂きたい。また、仮に法第 4 条第 2 項と合わせて対象を「デジタルプラットフォーム提供者」とする場合、具体的に想定されるケースを明確にして頂きたい。 理由 (1) 規則第 4 条第 1 項の届出の結果、特定デジタルプラットフォーム提供者として指定された場合は、法第 9 条第 1 項及び規則第 12 条等に基づき報告書の提出義務が発生するため、規則第 4 条第 2 項に基づく変更報告義務を課す必要性はないのではないかと考えるが、報告書の提出までの期間中の義務を明示している趣旨なのかが不明瞭であるため、その点を明確にして頂きたい。また、その場合、法文上の根拠が必ずしも明確ではないため、その解釈及び法文上の根拠を明確にして頂きたい。 (2) 仮に法第 4 条第 2 項と合わせて、規則第 4 条第 2 項の対象を「デジタルプラットフォーム提供者」とする場合、令第 1 項に定める規模を超えても、「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定されないケースがあることを前提にしているのかが不明瞭であり、また、どのようなケースで規則第 4 条第 2 項の義務が発生するのかを、明確にして頂きたい。	本省令案第 4 条第 2 項は、法第 4 条第 2 項の規定による届出をし、同条第 1 項の指定を受けた特定デジタルプラットフォーム提供者が届出内容を変更した場合の届出について規定したものです。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
14	○省令第5条1項（提供条件の開示の方法） ✓ 開示の対象となる利用者には、「当該特定 DPF を利用しようとするもの」も含まれるとあるが、これはどこまでの範囲を指すのか。 ✓ 具体的には、一般利用者については購買時点までに利用意思そのものを確認することは難しいことから、広く一般に開示する必要がある必要性が高いと思われるが、商品等提供利用者については資料請求など DPF の利用意思が示されたと確認できた段階で開示すればよく、広く一般に開示することまでは求められていないという理解でよいか。 ✓ もっとも、法第2条2項3号の「商品等提供利用者」の定義は「DPF を…利用する者」とされており、これは現に DPF を利用している者の趣旨であって、利用するつもり（漠然とした）意思はあっても実際に利用していない者については含まれないと解することが自然とも考えられるが、なぜ現に利用していないものも含むと解することが相当かについての法制的な詳しい説明をお願いしたい。	「商品等提供利用者」（法第2条第2項第3号）は、「デジタルプラットフォームを…利用する者」と定義されているため、「現にデジタルプラットフォームを利用している者」に限定されている概念ではないと考えられます。また、法の趣旨が、商品等提供利用者に提供条件等を開示することにより予見可能性を高め、もって商品等提供利用者の利益を保護することにある点に照らしても、このような解釈は適当と考えております。本省令案における「利用しようとするもの」（第5条第1項）は、デジタルプラットフォームを「利用する」者のうち、当該デジタルプラットフォームを利用しようとする旨の発意があった場合に該当すると考えられ、例えば、商品等提供利用者がデジタルプラットフォーム提供者に対して資料請求を行った場合が考えられます。
15	○キャンペーン施策などのオプションサービスにも、透明化法の義務がかかるのか 【省令案第5条（提供条件の開示の方法）】 各種販促キャンペーンへの参加等デジタルプラットフォームにおけるオプションサービスは、法第5条第1項の「提供条件」に含まれ、その審査基準は同条第2項第1号イで開示が義務付けられ、省令案第5条の方法により提供条件を開示しなければならないのでしょうか。	「提供条件」（第5条第1項柱書）とは、「デジタルプラットフォームを提供する場合の条件」（法第5条第1項）であるため、デジタルプラットフォームの提供とは関係ないオプションサービスを提供する場合の条件については、一般的に「提供条件」には該当しないものと考えられます。よって、そのようなサービスの審査基準については、法第5条第2項第1号イによる規律の対象には該当しないものと考えられるため、「提供条件」の開示の方法を規定した第5条は適用されないと考えられます。
16	○情報開示の粒度・開示の対象となる情報の範囲について 【省令案第5条（提供条件の開示の方法）】 取得条件等の開示が義務付けられる「商品等提供データ」（法第5条第2項第1号ニ）「商品等提供データ」の定義は非常に幅広いように見受けられます。およそデジタルプラットフォーム上のデータ全てについて、その取得条件等を開示しなければならないのでしょうか。	いただいた御意見は法第5条第2項第1号ニの解釈と考えられますが、同号ニにおいて、「商品等提供データ」は、「商品等提供利用者が提供する商品等の売上額の推移に係るデータその他の当該商品等提供利用者が提供する商品等に係るデータ」と定義されています。具体的には、出店者が出品する全ての商品のリストや商品毎の売上額、売上総額とその推移、商品等を購入した一般利用者の属性情報等が考えられます。一方で、例えば、「商品等に係るデータ」であっても意図せずシステムを通過するだけの情報については、商品等提供データを「取得」又は「使用」しているとは評価することは難しいと考えられるため、法第5条第2項第1号ニの規定による開示の対象には該当しないものと考えられ、第5条は適用されないと考えられます。
17	○情報開示の粒度・開示の対象となる情報の範囲について 【省令案第5条（提供条件の開示の方法）】 審査基準の開示（法第5条第2項第1号イ）について、子細な判断基準についてもすべからく開示しなければならないのでしょうか。また、審査基準においてバスケット条項を設けることも許されないのでしょうか。	「明確」（第5条第1項第1号）に開示されているか否かについては、法の趣旨に照らし、開示される商品等提供利用者にとって十分に予見可能性を与えるものであるか否かによって判断されるものであり、子細なものまですべからく開示することを求める規定ではないと考えております。なお、バスケット条項についても、可能な限りデジタルプラットフォーム提供者が拒絶できる場合を具体的に開示した上で、実務上やむを得ずこれを設けることについて否定されるものではないと考えられます。
18	該当箇所： 第六条、第九条、第十一条 理由の粒度 意見： 開示する理由はどの程度詳細である必要があるか。開示する側の裁量に委ねられているという理解でよいか。	法及び本省令案において開示が求められている「理由」が「明確」（第5条第1項第1号及び第7条第1項）に開示されているか否かについては、法の趣旨に照らして、例えば、デジタルプラットフォームの提供を拒絶する根拠となる基準の詳細さが事前に提供条件としてどの程度開示されているか等も含め、個別の事案ごとに判断されることとなりますが、商品等提供利用者による違反行為や潜脱行為を招くおそれがある場合については、この限りではないと考えられます。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
19	・第5条1項、2項 「当該提供条件が日本語で作成されていないものであるとき」については、1項の「当該提供条件の日本語の翻訳文を付さなければならない。」が基本であり、2項の「やむを得ず前項に定める日本語の翻訳文を付す事ができない場合」は例外であるとする。 その場合に、「やむを得ず前項に定める日本語の翻訳文を付す事ができない場合」が乱用されることを懸念する。よって客観的で合理的な判断で適正に運用されるように、基本的な考え方を明確化することを求める。	御意見に御記載のとおり、提供条件を開示するときに当該提供条件が日本語で作成されていないものであるときは、当該提供条件の日本語の翻訳文を付すことが原則となりますが（第5条第1項柱書）、特定デジタルプラットフォーム提供者の事業運営上やむを得ず開示時点で日本語の翻訳文を付すことができない場合もあるため、例外として第2項を規定したものです。特定デジタルプラットフォーム提供者により提供条件の開示が適切な方法で行われているかは、モニタリング・レビューのプロセス等において適切に確認してまいりたいと考えております。
20	該当箇所： 第六条 契約開示の程度 意見： 契約開示が義務づけられているが、開示対象は契約相手方との理解でよいか。また、その場合、報告書にはどのような記載で足りるか示されたい。	本省令案第6条各号に掲げる事項についての開示の相手方は、商品等提供利用者です。 これらの号の規定に基づく開示の状況に関する事項に関して、法第9条第1項に規定する報告書においては、例えば、商品等提供利用者に適用される規約等の内容を記載していただくことを想定しております。
21	○省令第6条2号（法第5条2項1号ト関係） 「第三条に定める事業において」とあるが、「令第一項の表第一号下欄ロ又は同第二号下欄ロの事業」ではないか。	御指摘を踏まえ、「令第一項の表第一号の下欄ロ及び第二号の下欄ロに規定する事業」と修正いたします。
22	・6条2項 「第3条各項に定める事業」が何を指すのか読み解くことが難しいため、明確にしていきたい。	本省令案第6条第2号に関する御意見と考えられますが、同号の規定については、「令第一項の表第一号の下欄ロ及び第二号の下欄ロに規定する事業」と修正いたします。
23	○キャンペーン施策などのオプションサービスにも、透明化法の義務がかかるのか 【省令第6条第3号（いわゆるグループ優遇の開示）】 各種販促キャンペーンへの参加等デジタルプラットフォームにおけるオプションサービスの条件が、グループ企業の商品等提供利用者とそれ以外で異なる場合も、そのことについて開示が義務付けられるのでしょうか。	「提供条件」（第6条第3号）とは、「デジタルプラットフォームを提供する場合の条件」（法第5条第1項）であるため、デジタルプラットフォームの提供とは関係ないオプションサービスを提供する場合の条件については、一般的に「提供条件」には該当しないものと考えられます。よって、そのようなサービスである限り、御指摘のような場合については、第6条第3号は適用されないと考えられます。
24	○キャンペーン施策などのオプションサービスにも、透明化法の義務がかかるのか 【省令第7条（特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における開示の方法）】 デジタルプラットフォーム事業者が、各種販促キャンペーンへの参加等デジタルプラットフォームにおけるオプションサービスを受けられる商品等提供利用者を審査で決定する場合、審査で参加不可を決定することは、提供の一部拒絶（法第5条第3項第2号）に該当し、省令第7条の方法により、理由等通知が義務付けられるのでしょうか。	「提供条件」（第7条第1項）とは、「デジタルプラットフォームを提供する場合の条件」（法第5条第1項）であるため、デジタルプラットフォームの提供とは関係ないオプションサービスを提供する場合の条件については、一般的に「提供条件」には該当しないものと考えられます。よって、そのようなサービスである限り、御指摘のような場合については、法第5条第3項第2号及び省令第7条は適用されないと考えられます。
25	○情報開示の粒度・開示の対象となる情報の範囲について 【省令第7条（特定デジタルプラットフォーム提供者による特定の行為時における開示の方法）】 提供拒絶の理由（法第5条第3項第2号、同条第4項第2号）について、常に詳細な事実関係まで開示しなければならないのでしょうか。	「明確」（第7条第1項）に開示されているか否かについては、法の趣旨に照らして、デジタルプラットフォームの提供を拒絶する根拠となる基準の詳細さも含めて、商品等提供利用者にとって十分に予見可能性を与えるものか否かとの観点から個別の事案ごとに判断されるものと考えております。なお、商品等提供利用者による違反行為や潜脱行為を招くおそれがある場合については、この限りではないと考えられます。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
26	・第7条2項 法第五条第三項又は第四項には、提供の拒絶等の商品等提供利用者にとっては、クリティカルな影響をあたえる事項が含まれている。特に中小事業者にとっては、日本語で翻訳した内容が遅滞なく提供されるという不確定な状況においては、事業存続を左右する内容を異議申し立てを含めて判断することは困難である。第5条と同様の規定（基本は日本語の翻訳文を付す。）に変更することを求める。	特定デジタルプラットフォーム提供者の事業モデルや事業運営に与える影響、商品等提供利用者側のニーズ、日本語訳の常時提供を求めることが商品等提供利用者に不利益をもたらすおそれ（日本だけサービスの提供開始が遅れる等）等を総合的に考慮した上で、原案のとおり規定しております。「遅滞なく」（第7条第2項）提供されているか否かについては、モニタリング・レビューのプロセス等において適切に確認してまいりたいと考えております。
27	・7条2項 「求めがあるときは・・・日本語で翻訳した内容を遅滞なく」では、不利益を受け得る商品等提供利用者の保護にならない。 「遅滞なく」、ではいつになるか不明であり、商品等提供利用者は、利用条件等の変更や利用停止等への対処ができない。 また、「求めがあるときは」、とするのは、そもそも商品等提供利用は「求め」自体をしづらい立場にあることも考えられ、妥当ではないのでは。 求めがなくとも、最初から日本語で開示をさせるべき。 （特定デジタルプラットフォーム提供者は、規模感からしても、翻訳できる能力は十分ある。 そもそも、商品等提供利用者の大多数である、中小の商品販売事業者・サービス提供事業者（アプリ提供事業者含む）の受ける負担（販売体制の変更、利用停止に伴う顧客対応など企業の存立にかかわるもの）を、大規模プラットフォーム事業者内部の翻訳の負担と比較すべきものではないし、後者を重く見るべきものではないのでは。	特定デジタルプラットフォーム提供者の事業モデルや事業運営に与える影響、商品等提供利用者側のニーズ、日本語訳の常時提供を求めることにより日本だけサービスの提供開始が遅れることにより商品等提供利用者が不利益を被るおそれ等を総合的に考慮した上で、原案のとおり規定しております。「遅滞なく」（第7条第2項）提供されているか否かについては、モニタリング・レビューのプロセス等において適切に確認してまいりたいと考えております。
28	・該当箇所 第8条第1項第3号 法令に基づく行政庁の処分若しくは要請をいう。以下同じ。 ・意見内容 「要請」には、法違反の疑いがあるという段階での法執行官庁からの連絡も含まれると解釈すべきと考えます。 ・理由 行政からの要請に迅速に対応するため。	行政庁からの連絡が、法違反の疑いがあるという段階でのものであったとしても、当該行政庁による何らかの要請が含まれるのであれば、「法令に基づく行政庁の…要請」（第8条第1項第3号）に該当するものと考えられます。
29	・該当箇所 第9条 同号に規定する経済産業省令で定める事項は、その内容及び理由とする。 第8条 同条（＝第9条）に定める行為をする場合にあっては同条に定めるその内容（金額及び期限を含む）。次条（＝第9条）において同じ。 ・意見内容 内容に含まれる「期限」については、留保解除条件を示すことでも事足りるとすべきと考えます。 ・理由 犯罪行為の疑いがある場合など、支払留保を行った時点では具体的な留保期限が定まっておらず、商品等提供利用者がその疑いを払拭する証拠を提出した場合など一定の条件を満たした場合に留保が解除となる場合も十分想定されるため。	第9条は、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者に対して支払の留保を行う時には、その期限を示すことにより商品等提供利用者の予見可能性を高め、もって当該商品等提供利用者の利益を保護しようとするものです。当該趣旨に鑑みれば、商品等提供利用者が支払を受けるために必要な、支払の留保の解除条件を「期限」（第8条柱書）として示すことは、必ずしも否定されるものではないと考えております。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
30	・第9条 返金の運用についても内容及び理由を開示することを求める。利用者への返金等に関しては、プラットフォーム提供者が商品等提供利用者であるアプリ提供事業者に無断で対応することが恒常的に発生しており、アプリ提供事業者が返金を求められた場合に、2重返金等が発生することで不正利用を助長するような状況となっている。そのためアプリ提供事業者が利用者に対して適正に対応できるように、当該事業者に関する返金の運用状況等も開示対象とすることを求める。	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
31	○一部拒絶と全部拒絶の違いについて 【省令案第10条（…行為時における事前の開示期限）】 一部拒絶（法第5条第3項第2号）と、省令案第10条第1項第3号で30日前の事前開示の対象となる全部拒絶（同条第4項第2号）を峻別するメルクマールについて、考え方をご教示ください。	デジタルプラットフォーム提供者が「デジタルプラットフォームの提供の全部の拒絶」（法第5条第4項第2号）をする場合として、例えば、デジタルプラットフォームの提供により享受していた一切のサービス（契約者としての苦情・相談に関する問い合わせの機能を含む。）の利用ができなくなる場合が考えられます。 実際の適用については、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの提供の一部の拒絶をする場合よりも、「デジタルプラットフォームの提供の全部の拒絶」をする場合において、商品等提供利用者に対する保護が厚くされている法の趣旨に鑑み、個別の事案ごとに判断されることとなります。
32	・該当箇所 第10条第1項第1号 当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日 ・意見内容 合理的な日数は、一般的に合理的と考えられる日数であり、必ずしも商品等提供利用者個別の特殊事情によって決まるものではない旨明確化していただきたく存じます。 ・理由 合理的と考える日数はそれぞれの立場や事情によって変わりうるため。	「合理的な日数」（第10条第1項第1号）は、取引の実情等に照らして、客観的にみて一般的に合理的と考えられる日数と考えております。
33	・第10条1項、2項 商品等提供利用者としては、第2号で定められている「十五日前」という期間は一方的に提供条件が変更されるという観点から短すぎると考える。変更内容が極めて軽微な場合などは例外とされていることを踏まえると、一定の時間・工数を要する対応を15日間で行うことを余儀なくされるおそれがあるものと考え、最低でも1か月前などにしたい。 また、第1項の（商品等提供利用者が当該行為により生じる作業又は調整のために十五日より長い日数を要することが見込まれるものに限る。）という解釈手続きについて、特定デジタルプラットフォーム事業者が作業又は調整のために十五日より長い日数を要することを適正に見込んで実施しているかについて、法に則って適正に行政手続きを履行いただくように求める。	提供条件の変更の内容が、商品等提供利用者に対して15日以上作業や調整を生じさせると客観的に考えられるような場合には、本省令案第10条第1項第1号の規定が適用されるため、「15日前の日」までに開示をすれば足りるとする同項第2号の規定は適用されません。 同条第1項の規定に沿った運用が適切に行われているか否かについては、モニタリング・レビューのプロセス等において適切に確認してまいりたいと考えております。
34	・10条 利用条件の変更等の開示のタイミングが15日前となっているが、軽微な条件変更はそもそも本法の開示義務の対象外であり、1か月前などにしてもよいのでは。 自社サービスの販売単価をプラットフォーム側に一方的に変更される場合（このこと自体に問題なしとはしないが）の対応などを想定すると、15日を原則とするのは避けていただきたい。	提供条件の変更の内容が、商品等提供利用者に対して15日以上作業や調整を生じさせると客観的に考えられるような場合には、本省令案第10条第1項第1号の規定が適用され、「当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日」より前に開示することが求められます。このような場合に該当しない場合にのみ、「15日前の日」までに開示をすれば足りるとする同項第2号の規定が適用されることとなります。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
35	該当箇所： 第八条第一項 第十一条第二項第一号 意見： 提供条件に違反する行為が「反復して（行われた）」場合に加え、「当該行為により特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められるとき」との要件が追加的に添えられている理由・趣旨を示されたい。	法が特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、特定の行為時においてその行為を行う理由等の開示や事前の開示を求める趣旨は、商品等提供利用者の予見可能性を高め、もって商品等提供利用者の利益を保護する点にあります。そうした趣旨に鑑みれば、単に悪意なく繰り返して提供条件違反を行ってしまったような場合を例外事由とすることは適当ではなく、特に悪質性の高い場合を例外事由とすることが適当と考えられるため、後段の要件を規定したものです
36	○省令第8条3号、第11条1項2号、第11条2項3・4号（特定の行為時における理由開示・事前通知の例外） ✓ 法令等により一部拒絶・全部拒絶を行う場合で、理由を開示することにより特定 DPF 提供者・一般利用者その他の正当な利益を害するおそれが認められるとき、また、法令等により提供条件の変更・全部拒絶を速やかに行う必要があると認められるとき、については理由開示・事前通知の例外が認められるとあるが、「法令等により」とはどういう場合を指すのか。 ✓ 例えば、特定の行為が法令等で直接禁止されていない場合でも、法令等の趣旨にかんがみ、商品等提供利用者の当該行為を制限することは不当であるとは言えない場合（法令で販売自体は規制されていないものの所持が規制されているものや、危険ドラッグ等の公序良俗に照らして販売が望ましくないものの販売を制限し、それに反する商品等提供利用者に対する全部拒絶等を行う場合等）もこれに含まれるものと解されるが、この点も含め、解釈を明確化されたい。 ✓ 第11条2項4号の「ある認められるとき」は「あると認められるとき」ではないか。	本省令案における「法令等」は、「法令又は法令に基づく行政庁の処分若しくは要請をいう。」（第8条第3号）と定義されております。特定の行為時における理由の開示や事前の開示についての例外事由に該当するためには、「法令等」によりデジタルプラットフォームの提供の拒絶や提供条件の変更を行っていることに加えて、それぞれ、「その理由を開示することにより、…正当な利益を害するおそれがあると認められる」ことが、「速やかに…行う必要があると認められる」ことが、必要となります。 また、御指摘を踏まえ、第11条第2項第4号は、「…あると認められる場合」と修正いたします。
37	該当箇所： 第八条第三項 第十一条第二項第三号 意見： 「法令等により、これらの行為を行う場合という条件に加え、「特定デジタルプラットフォーム提供者、一般利用者その他の者の正当な利益を害するおそれがあると認められるとき」との要件が追加的に添えられている理由・趣旨を示されたい。	法が特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、特定の行為時においてその行為を行う理由等の開示を求める趣旨は、商品等提供利用者の予見可能性を高め、もって商品等提供利用者の利益を保護する点にあります。そうした趣旨に鑑みれば、単に法令等により当該特定の行為を行うだけではなく、そのうち「その理由を開示することにより、…な正当な利益を害するおそれがあると認められる場合」を理由の開示の例外事由とすることが適当と考えられるため、後段の要件を規定したものです。
38	○省令第11条1項1号（特定の行為時における事前の開示等の例外：提供条件の変更） 内容の変更が極めて軽微なときは事前通知の例外が認められるとあるが、どのようなケースが想定されているのか。	例えば、提供条件に規定されている内容に対して実質的な変更は加えず、修辭的な修正のみを行う場合が考えられます。
39	該当箇所： 第十一条一項第二号 第十一条第二項第四号 意見： 「法令等により、第一号の行為を行う場合」に加え、「速やかに第一号の行為を行う必要があると認められるとき」という要件が追加的に添えられている理由・趣旨を示されたい。	法が特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、特定の行為時において事前の開示を求める趣旨は、商品等提供利用者の予見可能性を高め、もって商品等提供利用者の利益を保護する点にあります。そうした趣旨に鑑みれば、単に法令等により当該特定の行為を行うだけではなく、そのうち「速やかに…行為を行う必要があると認められるとき」を事前の開示の例外事由とすることが適当と考えられるため、後段の要件を規定したものです。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
40	該当箇所： 第十一条一項第三号 意見： 「サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため」という要件に加え、「速やかに第一号の行為を行う必要があると認められるとき」との要件が追加的に添えられている理由・趣旨を示されたい。	法が特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、特定の行為時において事前に開示を求める趣旨は、商品等提供利用者の予見可能性を高め、もって商品等提供利用者の利益を保護する点にあります。そうした趣旨に鑑みれば、単にサイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するために特定の行為を行うだけではなく、そのうち「速やかに…行為を行う必要があると認められるとき」のみを事前の開示の例外事由とすることが適当と考えられるため、後段の要件を規定したものです。
41	該当箇所： 第十一条第一項第三号 理由告知の例外（公序良俗違反） 意見： 未成年者不適合の商品およびアプリや、テロ行為その他の残虐な内容を含む商品およびアプリへの対応は、省令第十一条第一項第三号に定める「公の秩序若しくは善良な風俗に反することが明らかな行為に対応するため」と認められるという理解でよいか。	御理解のとおりと考えております。
42	該当箇所： 第十三条一項二号ロ 意見： 前号において、事業の概要を示しているため、追加的に国内の商品等提供利用者の数を報告する必要はない。経産省の見解を示されたい。	法は、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み制定されたものであり（法第1条）、また、商品等提供利用者は、法第5条の規定による提供条件等の開示及び法第7条の規定による相互理解の促進を図るために必要な措置の相手方となること等から、国内の商品等提供利用者の数は、事業の概要とは別に、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うために必要な情報と考えております。
43	・該当箇所 第13条第2項 第1号 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数 第3号：苦情及び紛争の処理期間の平均期間 ・意見内容 苦情、紛争やその処理期間については、何をもって苦情、紛争とするか、また何をもって処理が終了したものとするかは、法文上一義的ではなく、厳密に判断することが困難な場合もあることから、プラットフォームの運用実態に応じた合理的な定義に基づく集計を可能としていただきたく存じます。 ・理由 上記のとおり。	報告書に記載する商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数並びに苦情及び紛争の処理期間の平均期間については、特定デジタルプラットフォームの運営実態等に応じて適切かつ合理的に設定した定義等に基づき集計することが可能です。なお、様式第2中2（1）及び（3）における＜数値の取得方法に係る説明＞において、数値を算出するに当たり、どのような方法により当該数値を取得したのかについて説明を付すことが求められます。
44	該当箇所： 第四条第一項様式第一 届出 第十三条第二項 苦情	報告書に記載する商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数については、特定デジタルプラットフォームの運営実態等に応じた適切かつ合理的に設定した定義等に基づき集計することが可能です。また、様式第2中2（1）における＜数値の取得方法に係る説明＞において、数値を算出するに当たり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すことが求められます。さらに、「苦情及び紛争の結果の概要」についても、特定デジタルプラットフォームの実態並びに苦情及び紛争の内容等に応じて、適切に記載することが求められます。

	お寄せいただいた御意見の内容	御意見に対する考え方
	意見： 報告書記載事項として苦情の件数や概要とあるが、具体的な計算方法などは事業者側の裁量に委ねられているという理解でよいか。	
45	○省令第13条4項 案文末尾に「を含むものとする。」が抜けていると思われる。	御指摘を踏まえ、「…含まなければならない。」と修正いたします。
46	該当箇所： 様式第二（記載上の注意2（1）） 任意的記載事項の位置づけ 意見： 施行規則様式第二の記載上の注意2（1）で任意的記載事項と位置づけられている項目を記載しなかったとしても、法第九条第二項に基づく評価に影響しないという理解でよいか。	任意的記載事項を記載しないこと自体が直ちに経済産業大臣の評価上マイナスになるわけではありません。もつとも、特定デジタルプラットフォーム提供者が提出する報告書の内容に基づき経済産業大臣が評価を行うことから、任意的記載事項を記載し、特定デジタルプラットフォームの運営実態等を踏まえたより充実した内容の報告書とすることにより、経済産業大臣は、より適切に特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うことができると考えられます。